

## 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

### 記

#### 1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

#### 2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和4年10月31日（月）

#### 3 監査実施期間及び現地調査箇所

##### （1）監査実施期間

令和4年9月16日から令和4年10月31日まで

##### （2）現地調査箇所

契約出納課、給排水サービス課、上下水道施設管理センター、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター

#### 4 監査の概要

##### （1）対象部局及び所属

財務部

・財政課

・管財課

・契約課

上下水道局

・契約出納課

・給排水サービス課

・上下水道施設管理センター

・浜黒崎浄化センター（水橋浄化センター含む）

##### （2）対象期間

令和3年度

##### （3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政

事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

#### (4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

#### 5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

#### 6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

##### (1) 財務部 管財課

ア 休日の勤務について、超過勤務命令簿の合計欄への未記入に伴う人事給与システムへの入力漏れにより、休日給が支給されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

##### (2) 財務部 契約課

ア 電子システム認証 CD 発行手数料の納入期限において、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

##### (3) 上下水道局 契約出納課

ア 休日の勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して休日給、それ以外の勤務した時間に対して超過勤務手当 135/100 を支給すべきところ、勤務した全時間に対して休日給としたことにより、超過勤務手当が過小支給となっているものがあつた。また、支給金額に誤りはなかったが、同様の記載誤りとなっている事例が複数見受けられたので、改善を図られたい。

##### (4) 上下水道局 給排水サービス課

ア 超過勤務手当について、支給割合区分毎の勤務時間の記載を誤ったことによ

り、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。  
イ 特殊勤務手当について、人事給与システムへの入力漏れにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

(5) 上下水道局 上下水道施設管理センター

ア 平日の夜間や週休日において、緊急時等の電話対応に備えて自宅待機をした職員に対して、緊急出動手当（勤務時間外の緊急事故処理の業務に従事した職員に支給されるもの）を支給していたので、改善を図られたい。